

令和7年第8回網走市教育委員会会議録

令和7年7月29日（火）午後4時00分 市庁舎4階会議室に招集した。

1. 出席者は次のとおりである。

教育委員 佐々木 砂宗 ・ 池田 真哲 ・ 鴻巣 知香子 ・ 新谷 正樹
教育長 木野村 寧

2. 会議の議案は、次のとおり。

議案第1号 網走市いじめ防止基本方針の改定について【公開】【原案可決】
報告第1号 第4次網走市社会教育長期計画に係る令和7年度から令和9年度の重点施策
の策定について【公開】【報告承認】

3. 説明のため出席した者は、次のとおり。

学校教育部長	高 橋 善 彦
社会教育部長	伊 倉 直 樹
学校教育部次長	小 中 理 司
学校教育課長	里 見 達 也
学校教育課参事	中 野 敏 博
社会教育課長	湯 浅 崇

4. 会議の書記は、次のとおり。

学校教育課庶務係長 北 村 正 人

5. 会議の署名委員は、次のとおり。

本日出席委員全員および教育長

木野村教育長 ただいまから令和7年第8回網走市教育委員会を開会いたします。
本日の出席委員は教育委員4名と教育長が出席しております。
本日の会議録署名委員の指名ですが、出席をされている委員全員と教育長といたします。
次に、教育行政について、事務報告をお願いいたします。

高橋学校教育部長 5月24日から7月29日までの学校教育部教育行政事務報告

伊倉社会教育部長 5月24日から7月29日までの社会教育部教育行政事務報告

木野村教育長 ただいま報告のありました教育行政について、ご質問等はございませんか。

(「ありません。」と発言)

以上で教育行政についての事務報告を終わらせていただきます。
それでは、本日の議題に入ります。
議案第1号「網走市いじめ防止基本方針の改定について」を上程いたしますので、事務局の説明をお願いします。

小中学校教育部次長 教育委員会資料別冊の1ページをご覧ください。
ただ今、ご上程いただきました、議案第1号「網走市いじめ防止基本方針の改定について」ご説明申し上げます。
今回の改定は、社会の変化や最新の知見、そして先般公表されました「いじめ重大事態調査報告書」の提言内容等を踏まえ、いじめ防止対策推進法に基づく対策を、より実効性の高いものとするために実施するものです。
それでは、議案書の朱書きでお示した改定箇所とその意図を中心にご説明いたします。
まず、第1章「いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」として、1ページ目の後段、「2 いじめの定義」につきましては、法の第2条を引用した上で、特に「けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する」という一文を追記いたしました。これは、加害側の意図の如何に関わらず、被害側の苦痛を判断の基準とすることを明確化したものでございます。
2ページ目の中段、「(2) いじめの早期発見」におきましては、「些細な変化に気づかなければなりません」と、全ての大人への注意喚起を促すとともに、些細な兆候であっても「いじめではないか」との疑いを持って、いじめを「隠したり軽視したりすることなく積極的に認知」する必要性を強調いたしました。
その下の「(3) いじめへの対処」では、校長のリーダーシップによる組織的対応の重要性を、さらにその下の「(4) 家庭や地域との連携」では、保護者が子どもの教育について第一義的責任を負うことについて、改めて強調いたしました。
次に、3ページ目からの「市」の施策に関する事項でございます。「いじめ防止基本方針」の策定、点検、見直しにつきましては、その取組が「より実効性の高いものとなるよう」、適切に機能しているかを点検し、見直しを行う旨を追記いたしました。
以下、3ページから5ページ上段にかけて「いじめの防止のための方策」「いじめを早期に発見するための方策」「いじめに対処するための方策」について、具体的な取組を明記いたしました。
5ページの中段からの「組織の設置」では、新たに「網走市いじめ対策支援チーム」の設置を規定いたしました。この支援チームは、学校のいじめ対応

が迅速かつ適切に行われるようにするための支援や、重大事態の発生が疑われる際に、学校が主体となる調査を支援する役割等を担います。支援チームの詳細につきましては、資料15ページの「網走市いじめ対策支援チーム設置要綱」にあるとおりでございます。

次に、6ページ目からの「学校」の施策に関する事項でございます。

7ページ目の上段(2)「全ての教職員は、いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識」することを新たに明記いたしました。これは、先般公表されました市内中学校におけるいじめ重大事態調査報告書でも、その不十分な状況について厳しい指摘を受けた部分であり、教育委員会としまして、文部科学省や北海道教育委員会から発出されている具体的な資料等を活用し、市内各学校への指導と研修機会の提供について、その充実を図ってまいります。

8ページから12ページの上段にかけては、「いじめの防止、早期発見、被害児童生徒への対応と支援、加害児童生徒への指導、いじめの解消」等について、これまでの内容をより詳細にした上で整理して記載されております。これらの内容につきましては、本来、学校が適切に実施すべきものであり、新たに特別なことを求めるものではございませんが、本市のいじめ対応については、そうした凡事徹底がなされるかどうか、今後の課題であると認識しております。

最後に、重大事態への対処につきまして、16ページと17ページの新旧フロー図をご覧ください。従前のフロー図では、重大事態が疑われる事案が発生した場合、まずは市長が招集し、教育委員の皆様にご参加いただく総合教育会議において対応が協議されたのち、いじめ問題専門委員会で調査主体の判断が行われる形となっております。そして、教育委員会主体の調査となった場合は、いじめ問題専門委員会の方がそのままいじめ問題調査委員も兼ねることとなっております。このような従前の対応フローにつきまして、先般公表の調査報告書での提言内容や、今後起こり得る事案への現実的な対応を想定し、フロー図の改定案を18ページのようにいたしました。この改定案では、重大事態が疑われる事案が発生した際、調査主体の判断は、学校の設置者である教育委員会が行うこととし、必要に応じて網走市いじめ問題専門委員会の助言を得るようにいたします。調査につきましては、その事案に応じて3つの主体を規定しております。まず、いじめによる不登校が30日以上を超えた事案につきましては、原則として学校が調査主体となり、教育委員会内の支援チームが必要な指導・支援を行います。その他、学校による調査では十分な結果が得られない、又は学校の教育活動に支障が生じる事案につきましては、教育委員会内の支援チームが調査を行います。なお、学校及び教育委員会内の支援チーム、いずれが調査主体になる場合にも、必要に応じて適切な専門家の方に調査に加わっていただきます。一方、自死が疑われる等、熟慮を要する事案につきましては、学校・教育委員会主体ではなく、法律・医療その他、専門的な知識を有する方で組織する網走市いじめ問題調査委員会による調査を行います。学校・教育委員会・いじめ問題調査委員会、いずれの調査主体におきましても、調査実施後は、市長へ調査結果の報告を行い、総合教育会議開催や網走市いじめ問題再調査委員会による再調査の有無が判断されます。調査結果の公表につきましては、網走市教育委員会が定める公表基準に即して、公表を行います。

今回の基本方針の改定は、いじめの「未然防止」「早期発見」「迅速な対処」をより確実なものにするため、全ての段階で具体的な方策を盛り込んだものでございます。特に、被害児童生徒の心情を最優先し、重大事態発生時には組織的かつ客観的な調査を実施できるよう、体制を強化いたしました。今後、この方針に基づき、各学校での取組を支援し、市全体でいじめ問題に取り組む体制を構築してまいります。

以上、何卒よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

木野村教育長

ただいま議案第1号につきまして、提案理由の説明がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それではお諮りいたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり決定することに異議はございませんか。

(「ありません。」と発言)

異議なしと認めまして、原案のとおり決定させていただきます。

次に報告第1号「第4次網走市社会教育長期計画に係る令和7年度から令和9年度の重点施策の策定について」を上程いたしますので、事務局より報告をお願いします。

伊倉社会教育部長

ただいまご上程いただきました、報告第1号「第4次網走市社会教育長期計画に係る令和7年度から令和9年度の重点施策の策定について」私より説明させていただきます。

平成30年度に策定いたしました「第4次社会教育長期計画」では、3年ごとに検証・評価を行い、新たな3カ年の重点施策を定め、重点施策に沿って、1年ごとに各課・館で推進計画を策定し、事業を進めておりますが、令和4年度から6年度の3カ年の検証・評価を本年2月に各課・館の審議会・協議会・社会教育委員の会議でアンケート形式で行い、その結果を基に、3月に開催した社会教育委員の会議において、令和7年度から9年度にかけての3カ年の重点施策を新たに定めたところです。本日は、令和7年第1回社会教育委員の会議において最終確認を行いました。「第4次網走市社会教育長期計画」の令和7年度から9年度にかけての重点施策及び施策指標について、本日、資料としてお示しさせていただきます、報告させていただきます。

社会教育部においては、その重点施策に沿って、本年度より3カ年、各課・館において事業を進めて行く予定です。

私からの説明は以上です。

木野村教育長

ただいま報告第1号につきまして、事務局より報告がございました。ご質問あるいはご意見がございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「ありません。」と発言)

それでは、報告第1号につきまして、報告のあったとおり承認することとします。

以上で、本日の案件につきましては全て終了いたしました。その他、案件以外でなにかございますか。

(「ありません。」と発言)

それでは、以上をもちまして本日の教育委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

【午後4時20分 閉会】